

板橋区立美術館美術資料特別研究要綱

(平成20年3月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立美術館管理規則（平成20年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、東京都板橋区立美術館（以下「館」という。）における美術資料の特別研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 規則第19条の「特別研究」とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) 館の展示品、所蔵品、又は寄託品等について、撮影、模写、模造等による複製、又は熟覧等（以下「撮影等」という。）を行うこと。
- (2) 館の所蔵する写真原板、又は印画（以下「写真原板等」という。）を使用すること。
- (3) 館の事業を撮影、録音、又は録画すること。

(許可の制限)

第3条 区長は、次の各号の一に掲げる場合を除き、美術資料の特別研究を許可することができる。

- (1) 撮影等により美術資料の保存に悪影響が生ずると認められる場合。
- (2) 撮影等により、館の管理運営に支障が生ずると認められる場合。
- (3) 館に美術資料の所有権、又は著作権等のないものについては、事前にそれぞれ当該所有者、又は著作権者の書面による承諾を得ていない場合。
- (4) 前各号に該当するほか特に特別研究を許可することが適当でないと認められる場合。

(許可の様式)

第4条 区長は、規則第19条第1項の規定により、特別研究を許可するときは、必要な条件を付し、美術資料特別研究許可書（別記様式）を申請者に交付するものとする。

(許可の取消)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときは、特別研究の許可を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。

- (2) 館の職員の指示に従わないとき。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。

(特別研究の方法)

第6条 特別研究には、必要に応じて館の職員が立ち会うものとする。

- 2 第4条に規定する美術資料特別研究許可書は、特別研究が終了するまでの間、これを携帯し、館の職員の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(費用の負担)

第7条 撮影等のため、美術資料の移動等による費用を要する場合は、その費用は、特別研究を願い出た者が負担しなければならない。

(特別研究後の確認)

第8条 模写又は模造等を行った者は、特別研究に使用した美術資料、及び模写又は模造等により複製した美術資料について、館の職員の確認を受けなければならない。

(写真等の掲載)

第9条 特別研究をした美術資料の写真等を、出版物に掲載する場合は、その出版物に「板橋区立美術館許可済」である旨を明記しなければならない。

- 2 前項の出版物を発行した者は、その出版物を区長に提出しなければならない。
- 3 特別研究の許可条件の範囲を超えて、出版物に掲載し、又は公表しようとする者は、当該所有者又は著作権者の承諾書を添えて区長の許可を受けなければならない。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

美術資料特別研究許可書

年 月 日

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあった特別研究については、下記により許可します。

記

1 資 料 名

2 作 者 名

3 目 的

4 方 法

5 利用日時 年 月 日 時から 時

6 条 件

- (1) この許可書は、実施の際係員に提示して、その指示に従うこと。
- (2) この許可書は、実施中携帯すること。
- (3) 美術資料に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。
- (4) その他、板橋区立美術館美術資料特別研究要綱に従うこと。